

**【表紙】**

|            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】     | 臨時報告書                            |
| 【提出先】      | 関東財務局長                           |
| 【提出日】      | 平成25年1月16日                       |
| 【会社名】      | アジア・アライアンス・ホールディングス株式会社          |
| 【英訳名】      | Asia Alliance Holdings Co. Ltd   |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 船戸 義徳                    |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区白金台三丁目14番4号 L Bビルディング       |
| 【電話番号】     | 03 - 5447 - 5350 (代表)            |
| 【事務連絡者氏名】  | 総合企画室 天神 雄一郎                     |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区白金台三丁目14番4号 L Bビルディング       |
| 【電話番号】     | 03 - 5447 - 5350 (代表)            |
| 【事務連絡者氏名】  | 総合企画室 天神 雄一郎                     |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1【提出理由】

当社グループの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該事象の発生年月日

平成24年12月21日

### (2) 当該事象の内容

当社、当社子会社である株式会社ジェイ・アセット（清算手続中、以下、「ジェイ・アセット」といいます。）及び個人4名（以下、総称して「当社他」といいます。）がウエルタイム・キャピタル・ベンチャーズ・インク（以下、「ウエルタイム」といいます。）から平成22年4月16日付で提起されていた訴訟について、平成24年12月21日付で訴訟上の和解が成立いたしました。

#### （訴訟の提起から訴訟上の和解に至るまでの経緯）

ジェイ・アセットは、平成20年3月期から平成21年3月期にかけ、当時ジェイ・アセットの子会社であった三生興産株式会社に対する債権及び当時当社の子会社であった株式会社テレサイクルサービス長崎に対する債権を、当社に譲渡いたしました。

ジェイ・アセットは、ウエルタイムに対して社債1億5000万円の債務を負っており、その償還が完了していなかったところ、ウエルタイムは、上記2つの債権譲渡が詐害行為にあたり、当該社債が償還されずに損失を被ったなどとして、平成22年4月16日、当社他を被告として、当該債権譲渡の取り消し及び当該社債額等に相当する損害金として1億6500万円の支払い等を求める訴訟を提起していました。

平成23年12月13日、東京地方裁判所から、上記2つの債権譲渡の取り消し及び1100万円の支払いを命じる第一審判決が言い渡されましたが、当社他及びウエルタイムはいずれも第一審判決を不服として東京高等裁判所に控訴しておりました。

今般、当社他は、東京高等裁判所から和解の勧誘がなされたことを受け、訴訟の長期化に伴う影響等を総合的に勘案した結果、ウエルタイムとの間で訴訟上の和解に応じることといたしました。

#### （訴訟上の和解内容の骨子）

当社他は、ウエルタイムに対し、平成25年1月11日までに、和解金として、連帯して3000万円を支払う。  
ウエルタイムは当社他に対するその他の請求を放棄する。

### (3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当社は、本件訴訟に関して、平成24年3月期に訴訟損失引当金1100万円を計上済みです。

本件和解に伴い、平成25年3月期連結決算において、和解金3000万円と上記引当金1100万円の差額である1900万円を特別損失として計上するとともに、ジェイ・アセットが負っている社債償還債務等の消滅により1億7154万円を特別利益として計上する見込みです。

以上